

名古屋医工連携インキュベータ 入居者募集要項

1. 本事業の概要

名古屋医工連携インキュベータは、中小企業等経営強化法に基づき、独立行政法人中小企業基盤整備機構が愛知県および名古屋市から要請を受け、整備を行った大学連携型起業家育成施設（インキュベータ）です。

本事業は、3大学（名古屋大学、名古屋工業大学、名古屋市立大学）をはじめとする地域の大学が有する医工連携・ライフサイエンス分野の技術シーズ・人材等の蓄積を活かし、大学発ベンチャー、中小企業等の育成・支援を行うことにより、新事業・新産業の創出を図り、地域産業の活性化を目指すことを目的としています。

本施設は賃貸型であり、ご入居いただく方には、上記の目的を踏まえた書類審査を経て、入居審査・決定が行われ、入居後の事業評価・支援も行われることに十分留意いただき、下記条件も併せてご理解の上、お申し込みいただきますようお願いいたします。

2. 名古屋医工連携インキュベータ

○名称 「名古屋医工連携インキュベータ」

○内容 名古屋医工連携インキュベータでは、名古屋大学、名古屋工業大学、名古屋市立大学をはじめとして大学発の技術シーズの産業化を支援する施設であり、大学研究者による起業、大学連携により起業を目指す中小企業または第二創業を目指す中小企業などを支援いたします。

本施設には支援スタッフ（インキュベーション・マネージャー）が常駐し、愛知県・名古屋市・中部経済産業局および各支援機関と連携を取りつつ、起業および創業活動などを総合的に支援していきます。

○所在地 愛知県名古屋市千種区千種二丁目22-8

※鉄道

千種駅（JR中央線、地下鉄東山線）下車徒歩13分

鶴舞駅（JR中央線、地下鉄鶴舞線）下車徒歩13分

※バス

千早バス停（市バス、栄バスターミナルから市バス「栄17番系統」利用5個目のバス停下車徒歩2分

○入居期間 原則最長5年間（事業計画に応じた入居期間を設けさせていただきます。）

○賃貸居室 本施設の実験室は入居者が安全キャビネット、オートクレープ等の機器を設置することにより、P2レベルまでの実験が可能です（あらかじめこれらの機器が設置された実験室もあります）。

鉄骨4階建て（詳細は本要項の「施設概要及び賃料」に記載）

1. 試作研究室タイプ（4室）

〔規模〕60㎡ 〔耐床〕荷重2t/㎡ 〔電気〕単相・三相 〔空調〕あり

〔その他〕実験排水設備・給排水設備

2. 実験室タイプ（37室）

〔規模〕 30、60㎡ 〔耐床〕 荷重1 t/㎡ 〔電気〕 単相・三相 〔空調〕 あり
 〔その他〕 実験排水設備・給排水設備

3. P2実験室タイプ（4室）

〔規模〕 30㎡ 〔耐床〕 荷重1 t/㎡ 〔電気〕 単相・三相 〔空調〕 あり
 〔その他〕 実験排水設備・給排水設備・P2実験用機器

4. オフィスタイプ(5室)

〔規模〕 30、60㎡ 〔耐床〕 荷重0.3 t/㎡ 〔電気〕 単相・三相 〔空調〕 あり

- 通信設備 高速通信回線対応可能、電話回線完備（入居者個々にご契約が必要になります。）
- 共用スペース 交流ラウンジ、セミナールーム、コミュニケーションルーム、エレベータ、シャワー室、給湯室等
- 賃料 公募居室の賃料については後述の「施設概要及び賃料」をご参照ください。
※名古屋市による賃料補助制度を活用いただくことができます（別紙参照、要件有り）。
- 駐車場 申込方法については、入居決定後にお知らせいたします（有料）。
- 倉庫 施設の隣接に倉庫（計4室、1室約4㎡）を設置しており、申込方法等については入居決定後にお知らせします（有料）。

3. 募集について

- 対象者 本事業の目的に則し、新事業（起業）を行おうとする以下の個人あるいは法人。但し、本事業の目的に照らし、入居の優先度が判断されます。

主としてライフサイエンス・医工連携分野で、大学の研究成果あるいは大学との共同研究、技術指導等により、新規事業を行おうとする者（個人も可）。

（例）

- ① 自らの研究成果をもとに起業を計画している大学の研究者等
- ② 大学の研究者等が設立したベンチャー企業
- ③ 大学等の研究成果をもとにした事業を行っている、あるいは起業を計画している個人、ベンチャー企業、中小企業、大企業内ベンチャー
- ④ 大学の研究者等と共同研究を行っている、あるいは技術上の指導を受けている個人、ベンチャー企業、中小企業、大企業内ベンチャー
- ⑤ 起業あるいは第2創業を目指して大学の研究者等との連携を希望する個人、ベンチャー企業、中小企業

但し、事業内容により、公序良俗に反する場合や周辺環境への影響などにより認められない場合は、入居をお断りする場合がありますことをご了承ください。なお、名古屋市の賃料補助は、大企業、NPO、5年を超える入居の場合、適用されません。賃料

補助の詳細は名古屋市市民経済局産業部次世代産業振興課（TEL052-972-2419）までお問合せください。

○必要書類 申込には施設賃借申込書等（別添参照）の他、定款、商業登記簿謄本、決算書及び会社案内等をご提出いただきます。

○入居決定 【審査】

1次審査：書類選考及びヒアリング

ご提出いただいた資料の審査及び入居お申込み者（代表者）にヒアリングをさせていただきます。これらの結果に基づき本事業の目的に照らして総合的に判断し、ご入居の可否を審査させていただきます。なお、ご提出いただいた資料は本施設への入居審査において使用するものであり、申込者の許諾を得ずして公開することはありません。

2次審査：最終選考

1次審査結果に基づき中小企業基盤整備機構においてご入居の可否の最終決定をさせていただきます。

【決定通知】

入居決定の決定通知については、後日文書により通知させていただきます

○賃貸借契約 本施設は定期建物賃貸借契約を締結の上、ご入居いただきます。

1) 敷金

月額賃料（税抜き）の3ヶ月分

2) 賃料

各室の賃料については本要項の「施設概要及び賃料」に記載。

3) 契約期間

提出いただいた資料の事業目標（卒業目標）・事業計画等を審査し、事業目標達成に必要な期間を判断し、契約年数を決定いたします。施設の入居期間は最長5年間とし、再審査によって、5年を超える入居も可能です。

4) 卒業、退去

提出いただいた事業目標、事業計画が達成された場合は卒業とさせていただきます。

また、以下のような場合にも退去等していただくことがあります。

- ・事業目標、事業計画の達成が困難と判断される場合
- ・賃料支払いに滞納が生じた場合
- ・他の入居者や施設での支援事業者に損害・迷惑を与えた場合
- ・その他規則等を遵守されない場合。

※施設退去時には、入居者のご負担により原状回復をしていただきます。

5) その他

ご入居後は、施設に配置される支援スタッフが事業計画書に基づき、

その実現を図るべく事業の支援活動を行わせていただきます。

その過程で、営業状況・事業進捗の把握を目的として、決算書のご提出や事業進捗状況のご報告等の請求をさせていただきます。

○安全管理対策

入居者の安全な事業活動を確保するとともに、周辺住民等に対し危険又は迷惑を及ぼすことがないようにするために、入居者には、関連法規等を遵守し、研究開発での倫理性を担保するとともに、機構が定める「施設利用安全管理ガイドライン」に従っていただきます。

インキュベータ内における具体的な禁止行為及び制約事項は以下のとおりです。

1) 放射線物質等について

R I を利用する実験は禁止します。放射能を発生させる機器については機構へ書面で事前に申請し、許可を受けることを要します。その他法律による管理が必要な物質については機構へ書面で事前に申請し、許可を受けることを要します。

2) 病原微生物等について

- ① 病原微生物の取扱いは、別途定める「病原体等安全管理基準」に基づくレベル1及びレベル2までとし、レベル1については機構へ書面で事前に届出を行い、レベル2については許可を受けることを要します。
遺伝子組換え実験は、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物多様性の確保に関する法律」に基づくP1及びP2までとし、P1については機構へ書面で事前に届出を行い、P2については許可を受けることを要します。なお、入居者は遺伝子組換え実験安全委員会を設置し、同委員会の承認書の写しを事前に機構に提出していただきます。
- ② 臨床検体、生体及び生物由来物質は、レベル2の危険性が想定される以外はレベル1の取扱いとします。なお、臨床検査等から危険度が高い病原微生物等の汚染が疑われる場合には、原則としてインキュベータ内に持ち込まないものとします。また、臨床検査等から別途定める病原体等安全管理基準に基づくバイオセーフティーレベル3及び4に分類された病原微生物等による汚染が確認された場合は、直ちに実験を中止し厳密に廃棄していただくとともに、当該事項の発生を速やかに機構に報告していただきます。
- ③ 管理区域を設定し、機構が許可した者以外の立ち入りを禁止します。

3) 動物実験等について

動物実験(遺伝子組換え動物を含む)を行う場合は原則小動物までとします。動物実験は動物実験管理区域の中で行うことを必要とします。入居者は動物実験倫理委員会を設置し、同委員会の承認書の写しを事前に機構に提出し、許可を受けることを要します。

○施設概要及び賃料

構造：鉄骨4階建て 駐車場：33台（有料）、来客用7台（身障者専用含む）

タイプ	試作研究室	実験室			オフィス	
		実験室		P2実験室		
面積	60 m ² (4室)	30 m ²	60 m ²	30 m ² (4室)	30 m ² (4室)	60 m ² (1室)
		(37室)				
賃料（円/月） (単価円/m ² ・月)	204,000 (3,400)	102,000 (3,400)	204,000 (3,400)	171,000 (5,700)	90,000 (3,000)	180,000 (3,000)
天井高	3.5m	3.0m、3.5m		3.0m	3.0m	
耐床荷重	2t/m ²	1t/m ²		1t/m ²	0.3t/m ² (下部は0.5t/m ²)	
床仕上げ	長尺塩ビシート（耐薬）				フリーアクセスフロア、 タイルカーペット	
通信設備	高速通信回線対応可能（光ファイバー）、電話回線完備					
空調設備	個別エアコン、全熱交換機					
給排水設備	給水管、排水管、都市ガス				—	
電気方式	単相、三相					
各種ユーティ リティー（専 用部）	—			安全キャビネッ ト、オートクレー プ、 実験台、流し台	—	
各種ユーティ リティー（共 用部）	コミュニケーションルーム、セミナールーム、交流ラウンジ、シャワー室、エレベータ 給湯室、トイレ等					
警備	入退室管理システム、人感センサー					

※賃料は税抜価格です。

4. お問い合わせ

○名古屋医工連携インキュベータ IM室

〒464-0858 愛知県名古屋市千種区千種2-22-8

電話（052）744-5110 / FAX（052）744-5160

○独立行政法人中小企業基盤整備機構 中部本部 支援推進課

〒460-0003 愛知県名古屋市中区錦2-2-13 名古屋センタービル4F

電話（052）201-3068 / FAX（052）220-0517

賃料補助制度の概要

(1) 対象者

名古屋医工連携インキュベータに入居する企業で、次の産業を業として行う研究開発型中小企業（「中小企業」とは中小企業基盤整備機構法第2条に規定する中小企業者である中小企業をいいます。）

- 1 医療・福祉・健康関連
- 2 バイオテクノロジー関連
- 3 その他、本市産業の高度化・活性化に資する産業で市長が特に認定するもの（医工連携・ライフサイエンス分野）

(2) 対象事業費 テナント賃借料（共益費を含む）

(3) 補助率・年間限度額・補助期間

入居時創業後年数	補助率	年間限度額
5年以内	30%以内	150万円
補助期間	5年以内	

注 ただし、補助限度額は、1年間（12ヵ月分）の補助対象経費に対する限度額であり、1年間に満たない場合は、その期間に応じて按分した額を限度額とします。

（参考） 独立行政法人中小企業基盤整備機構法～抜粋～

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 資本の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種及び第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、卸売業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、サービス業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 四 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であって、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

- 五 資本の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数とその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの
- 六 企業組合
- 七 協業組合
- 八 事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であって、政令で定めるもの